

学校体育施設開放団体登録概要【令和8年度】

【学校体育施設開放について】

社会体育の普及及び市民がスポーツに親しみ健康の維持増進を図ることが目的となっており、学校教育に支障のない範囲で、小・中学校体育施設を開放するもので、利用する場合は、団体利用の登録が必要です。登録をすることで必ずしも希望する日時が利用できることを保証することはできません。あらかじめご了承願います。

教育委員会及び学校は、教育委員会及び学校の責めに帰すべき場合を除き、学校体育施設開放を利用し発生した事故や怪我等、いかなる損害やトラブルの責めを負いません。

【利用できる施設と時間】

施設名	利用時間（平日）	利用時間（土・日・祝）	利用できない種目等
校庭	使用不可	午前9時～午後5時	硬式野球 大人の野球
体育館（小学校）	午後7時～午後10時	午前9時～午後10時	フットサル
体育館（中学校）	午後7時～午後10時	午後7時～午後10時	屋内サッカー
柔剣道場	午後7時～午後10時	午後7時～午後10時	-
弓道場	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	未経験者

※構成員に中学生以下が含まれる場合、登録時間は午後9時30分までとなります。

付き添いであっても、午後9時30分には施設から退出するようしてください。

※年末年始及び施設の管理上支障がある期間は開放期間外となります。

【利用期間】

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）の1年間

【登録条件】

- 登録人数が10人以上であり、構成員の半数以上が白井市に在住、在勤または在学をしていること。
及び活動人員が10名以上いる団体であること。
- 団体の活動拠点が白井市であること。
- 団体には白井市に在住または在勤し団体を統括できる20歳以上の代表者及び利用責任者がいること。
- 営利を目的としない団体であること。

※新規登録団体（令和7年度に登録のない団体、利用実績のない団体）の登録時間は週3時間以内とする。

【使用料】

- 校庭：無料
- 体育館、柔剣道場、弓道場：電灯電力量の負担

施設名	金額	備考
体育館	1時間当たり 140円 (半面利用は1時間当たり70円)	1時間未満の端数については、 30分未満は切り捨て 30分以上は1時間扱いとなります。
柔剣道場	1時間当たり 70円	
弓道場	実費	

【提出書類】

- 白井市学校体育施設開放利用団体登録申請書
- 利用計画書
- 構成員名簿

※以上の書類とは別にその他資料の提出を求める場合があります。

【登録申請】

① 定期利用登録

令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間、定期利用を希望する場合は、

令和8年2月2日（月）～令和8年2月24日（火）までに提出書類を揃えて生涯学習課に提出してください。※メールでの提出は不可

② スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの優先

定期利用登録申請の際、上記団体と重複した場合は活動内容を審査したうえでスポーツ少年団及び総合型スポーツクラブを優先する場合があります。

※すべての場合において優先となるわけではありません

③ 定期利用登録の重複の扱い

定期登録申請の際、②の場合を除き、他の定期利用登録申請と重複があったときは、市が指定する日に市役所に集まっていただき、団体間で協議していただきます。

調整できなかった場合には、重複した箇所の登録はできません。

④ 隨時登録

団体登録は随時受け付けます。

令和8年2月24日を過ぎての申請があった場合は、随時登録扱いとなり、①で利用申請のない時間・施設のみ団体登録のうえ、定期的に利用することができます。

⑤ 団体登録後の変更・取消

代表者等の変更または登録の取り消しを行う場合は、生涯学習課へ相談のうえ、(P22)「白井市学校体育施設開放利用団体登録取消・内容変更届」を提出してください。

学校体育施設開放団体登録にあたっての注意事項

※要確認

1. 登録後に登録条件を満たしていないことが判明した場合、登録の取り消し、利用を停止または制限する場合があります。
2. より多くの団体が利用できるよう必要以上の時間を申請しないでください。
登録後でも利用状況によっては、登録の取り消しまたは制限をかける場合があります。
3. 利用申請が3か月以上ない場合は、登録の取り消しまたは制限をする場合があります。
4. 祝日の登録（月～金のみ該当）については、登録日が祝日と重なった場合の登録と祝日のみの2種類があります。
祝日のみの登録は、小学校のみで校庭は午前9時から午後5時まで、体育館は午前9時から午後7時までとなります。
※土日が祝日と重なった場合、祝日の扱いではなく通常の土日の扱いとなります。
5. 学校行事または市の行事、市が認めたスポーツ行事、内容を審査し認めた地域行事、教育上必要と認められる行事、災害対応のため緊急で使用できない場合があります。また、施設整備等によって使用できない期間が生じる場合もありますので、ご了承ください。
6. 地域の事情により、注意事項がある学校がありますのでご了承ください。
(白井中学校：午後10時までに学校敷地内から完全退出すること。
大山口中学校：車を停める際は、必ず前向き駐車すること。)
7. P 8 「学校体育施設開放利用者遵守事項」をよく読み、理解したうえで登録申請してください。

別 記

第1号様式（第6条第1項関係）

白井市学校体育施設開放利用団体登録申請書

受付番号	※記入しないでください	号
------	-------------	---

年 月 日

提出する日付を記入してください

白井市教育委員会

住 所
代表者 氏 名
T E L

代表者の住所、氏名、
TELを記入してください

次のとおり白井市学校体育施設開放に関する規則第6条第1項に基づき申請いたします。

団体名称			
代表者	住 所		
	氏 名		電話 (自宅)
利用責任者	住 所	登録概要、遵守事項を理解し、団体を統括できる人を記入してください。代表者と利用責任者が同一の場合、「同上」等を記入してください。	
	氏 名	電話 ※	(自宅) (携帯)

※ 日中でも連絡の取れる電話番号を明記してください。

緊急連絡をする場合があります。
必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

第2号様式（第6条第1項関係）

利 用 計 画 書

受付	※記入しないでください		号
----	-------------	--	---

白井市教育委員会

年 月 日

提出する日付を記入してください

住 所
代表者 氏
T E L

代表者の住所、氏名、
TELを記入してください

次のとおり白井市学校体育施設開放に関する規則第6条第1項に基づき申請いたします。

使 用 種 別	競技名を記入してください		
利用したい 学校名・施設	白井市立 _____ 学校 _____		
利用したい 曜日・時間 ※ 1	午 曜日 午	希望日が祝日と重なった際に利用を希望する場合、その旨の記入をお願いします。 【例】平日月のみ:月 祝日でも利用:月・祝月	
登 録 人 数	男 _____	女 _____	計 _____ 名
傷害保険等 加 入 状 況	加入 未加入	団体紹介 ※ 3	可 条件付 可 不可
半面利 用 ※ 2	可 条件付 可 不可	代表者の連絡先 紹介※ 3	可 不可

※1 実際に利用する時間で登録し、過剰な登録はしないでください。

※2 他の団体と施設・時間が重複した際に、半面ずつ共有して利用することの可否について記入してください。

※3 団体紹介については、「団体に加入したい」などの問い合わせがあった場合、団体として受け入れることの可否について、また、代表者の連絡先等について紹介することの可否について記入してください。

No.	氏名	住所 ※市外の方は、学校名、会社名	電話番号	生年月日
1				
2				
3				
4		氏名、住所、電話番号、生年月日のい ずれかに記入漏れがある場合は、構成 員として数えられません。		
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※御記入いただいた個人情報は、学校体育施設開放業務以外の目的では使用いたしません。

No.	氏名	住所 ※市外の方は、学校名、会社名	電話番号	生年月日
25				
26				
27				
28				
29		氏名、住所、電話番号、生年月日のい ずれかに記入漏れがある場合は、構成 員として数えられません。		
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

※御記入いただいた個人情報は、学校体育施設開放業務以外の目的では使用いたしません。

◎学校体育施設開放利用者遵守事項

学校体育施設開放は、学校及び近隣住民の協力から成り立っています。学校や生徒、学校関係者及び近隣住民の安全・安心が保たれることが最優先です。それらを踏まえて学校体育施設を利用することを理解し、常に学校施設の善良な利用者としての責任を自覚して次のことを厳守してください。

【A. 鍵について】

1. 鍵の借用は、鍵貸出し先【西白井複合センター・白井駅前センター・富士センター・公民センター・桜台センター・白井コミュニティセンター】(以下センターという)で行う。

※学校体育施設開放校及び鍵貸出し先については(P12)をご参照ください。

※変更が生じる場合があります。

※利用する学校によって貸出し時間、返却時間が異なります。

※鍵の貸出し、返却については、各センター窓口で行ってください。

夜間ポスト、郵便ポスト等への返却は不可。

★借用中、鍵は各団体が責任をもって管理すること。また、鍵の複製は厳禁。

①団体登録指定利用日の鍵貸出し時間

	貸出し時間	返却時間
白井第二小学校	当日 8時30分から 17時15分まで	当日 17時15分まで 及び、翌日 8時30分から 12時まで
白井第二小学校 以外	当日 8時30分から 21時まで	当日 21時まで 及び、翌日 8時30分から 12時まで

②翌日の9時以前から利用する団体の場合

	貸出し時間	返却時間
白井第二小学校	前日 12時から 17時15分まで	当日 17時15分まで 及び、翌日 8時30分から 12時まで
白井第二小学校 以外	前日 12時から 21時まで	当日 21時まで 及び、翌日 8時30分から 12時まで

③鍵貸出し日及び鍵返却日が休館日(祝日等)にあたる場合

	貸出し時間	返却時間
白井第二小学校	前日 12時から 17時15分まで	休館日翌日
白井第二小学校 以外	前日 12時から 21時まで	8時30分から 12時まで

※ 休館日(祝日等)には、鍵の貸出しができないので、その当日の利用や翌日の利用の際に十分注意すること。鍵を借り忘れた場合は利用できません。

2. 利用者は、各センター窓口で学校体育施設利用許可書または、学校施設利用許可書を必ず提示し、鍵貸出簿に必要事項を記入したうえで鍵を借り、返却時は返却時間を記帳すること。

3. 各センターにおける表中掲載時間以降の鍵の貸出し、返却は不可。また、貸出し時間内においても許可書がない場合は鍵の貸出しは不可。

4. 鍵を紛失した場合、速やかに生涯学習課へ連絡すること。鍵の付け替え工事等に係る費用は全て団体が負担すること。また、開放に支障がないと判断されるまで、当該施設は利用中止となります。

【B. 毎月の手続き】

1. 利用団体は、毎月20日から25日（土、日、祝日は除く）までに教育委員会に学校体育施設利用登録証を持参のうえ、翌月の利用申請をし、学校体育施設利用許可書を受けること。

また、屋内施設を利用する団体にあっては、学校体育施設利用日誌に記録された内容をもとに、電灯を使用した時間の料金を毎月納めること。

2. 学校体育施設開放利用日誌は利用日ごとに記入し、毎月、翌月分の利用申請の際に教育委員会生涯学習課スポーツ振興係に提出すること。

※学校体育施設開放利用日誌は、学校開放を利用するすべての団体の提出が必要です。

(例：5月20日に6月分の利用申請を行う際、4月1日～30日までの利用が記録された学校体育施設開放利用日誌を提出)

★翌月の利用申請時に、前月分の学校体育施設開放利用日誌が提出されない場合は、翌月の利用許可を出すことができない場合があります。

【C. 練習試合等の利用】

1. 定期登録範囲外に行う大会、練習試合等を実施する場合は『学校施設利用許可申請書』を提出し、『学校施設利用許可書』を利用日の7日前までに受け取ること。

また、定期登録範囲内に練習試合等を実施する場合は、『学校施設利用許可申請書』を提出し、『学校施設利用許可書』を利用日の5日前までに受け取ること。

2. 練習試合等で駐車場を使用する場合は、『学校施設利用許可申請書』を提出し、『学校施設利用許可書』を受け取ること。

3. 練習試合等を実施する場合は、対戦相手（他団体）に対し、ごみ、タバコ等の遵守事項について、事前に周知すること。

【D. 一時利用】

学校体育施設の使用が一時的（一時利用）である場合、白井市学校体育施設開放利用団体登録申請書及び構成員名簿を提出し、団体登録を済ませた後、『学校施設利用許可申請書』を提出し『学校施設利用許可書』を利用日の7日前までに受け取ること。

利用の可否について、事前に生涯学習課へ相談の上、申請書類の提出をすること。

【E. 学校施設利用許可申請書について】

1. 『学校施設利用許可申請書』を学校に提出するときは、すぐに対応できない場合があるため、事前に学校へ連絡し確認するか、後日『学校施設利用許可書』を受け取りに行くなど、学校の指示に従うこと。

2. 駐車場を使用する場合は、利用予定人員の欄に人数と駐車台数を記入すること。

【F. その他】

☆ P10、P11「注意事項」「禁止事項」をよく理解し、遵守すること。

遵守されない場合は、登録の取消し、利用の停止、または制限をすることがあります。

記入例

★この書類は、2枚1組の複写式です。
「学校体育施設利用申請書」が上になって
いることを確認した上で記入してください。

学校体育施設利用許可申請書

利用目的	バスケットボール ※ 1	
利用施設	白井市立白井小学校 体育館 ※ 2	
利用日時	4月 1. 8. 15日 (月) 22. 29	午前後 7～10時 ※ 3
利用備品	バスケットゴール、モップ ※ 4	

上記使用について許可下さるよう申請します。なお、白井市学校体育施設開放に関する規則を厳守することを誓います。

※ 5

〇〇年 3月 20 日

白井市
教育委員会

団体名	なし坊バスケ
利用責任者	白井 なし坊 ※ 5
住所	白井市復1123
TEL	080-0000-0000 ※ 6

※ 1 : 利用目的

→競技種目を記入してください。

※ 2 : 利用施設

→学校名、校庭や体育館などの利用施設名を記入してください。

※ 3 : 利用日時

→登録した曜日に該当する日付と曜日、登録した時間を記入してください。

※ 4 : 利用備品

→施設で使用する予定の備品を記入してください。ない場合は空欄となります。

※ 5 : 日付

→この書類を生涯学習課へ提出する日付を記入してください。

毎月 20～25日の間です。（土日・祝日は除く）

※ 6 : 団体情報

→登録の際の団体名、利用責任者、住所、TELを記入してください。

記入例

学校体育施設開放利用日誌

★一枚の日誌へは、1ヶ月分の記録のみ記入してください。(例:5月20日に6月分の利用申請を行う際、4月1日~30日までの利用が記録された学校体育施設開放利用日誌を提出)

★登録番号・何月分かを記入

フー1 4月分

★定期登録以外の利用は「その他」

(登録分・その他)

登録団体名 (利用団体名)	なし坊バスケ			代表者名 (責任者名)	白井 なし坊	
利用学校名	白井市立 白井小 学校					
利用施設	校 庭 体育館 柔剣道場 その他()					
利用月日	年 4月 1日(月)	年 4月 8日(月)	年 4月 15日(月)	年 4月 22日(月)	年 4月 29日(月)	合 計
利用時間	19:00~22:00	19:00~21:00	00:00~00:00	19:00~22:00	19:00~22:00	4日間利用 計 11 時間
活動人員	一般男 8人		一般男 0人	一般男 5人	一般男 7人	一般男 28人
	一般女 5人					一般女 17人
	小学生男 10人	小学生男 10人	小学生男 0人	小学生男 6人	小学生男 6人	小学生男 32人
	小学生女 9人	小学生女 10人	小学生女 0人	小学生女 10人	小学生女 8人	小学生女 37人
	合 計 32人	合 計 32人	合 計 0人	合 計 24人	合 計 26人	合 計 114人
利用内容	バスケ練習	バスケ練習	なし	バスケ練習	バス	★合計日数・合計時間 合計人数の記入
利用器具等	バスケットゴール、モップ、 ちりとり	バスケットゴール・モップ、 ちりとり	なし	バスケットゴ ール・モップ、 ちりとり	バスケットゴ ール・モップ、 ちりとり	
施設・設備 の破損等及 びその処理 経 過	(窓ガラス、床、壁、支柱、蛍光灯、他の破損等について)					
なし	なし	なし	ステージに向かっ て一番左奥の電球 が切れていた。 翌日に生涯学習課 連絡済み。	なし		
利用団体 特記事項 (使用前、後の状況、その他)	なし	悪天候により 一時間早く終了	欠席者多数に より中止のため 利用なし	なし	なし	★利用許可を受けた日で利用し なかつた日も記入してください。
電灯使用について 体育館:140円/1h 柔剣道場:70円/1h	19:00~22:00 3時間使用 140×3= 420円	19:00~21:00 2時間使用 140×2= 280円	00:00~00:00 0時間使用 140×0= 0円	19:00~22:00 3時間使用 140×3= 420円	19:00~22:00 3時間使用 140×3= 420円	合計使用料 1540 円
署 名	白井	白井	利用なし	黒井	白井	★合計金額の記入

★代表者または利用責任者が欠席した場合は、当日の責任者名を記入してください。

学校施設利用許可申請書

見本

年 月 日

白井市教育委員会

様

白井市立

学校長

団体名

責任者住所

申請人

氏 名

印

電話番号

下記のとおり白井市立
くださるよう申請します。

学校の学校施設を利用したいので、許可

記

1 利用目的					
2 利用日時	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
3 利用予定人員					
4 利用施設名					
5 利用備品					
6 備考					

学校施設利用許可書

見本

年 月 日

様

白井市教育委員会印

白井市立 学校長印

下記のとおり白井市立 学校の学校施設の利用を許可します。

記

1 利用目的			
2 利用日時	年	月	日 () 時 分から 時 分まで
3 利用施設名			
4 利用予定人員			
5 利用備品			
6 備考			

- (注) 1. 防火に留意すること。
 2. 清掃整理に留意すること。
 3. 施設、設備を破損しないよう注意すること。
 4. 騒音等他人に迷惑をかけないこと。
 5. 時間を厳守すること。

【注意事項】

- ・代表者又は利用責任者は、善良な利用団体の代表として、常に利用施設の管理に責任と注意をもって当たること。
- ・利用団体は、活動中必ず許可書を携帯すること。
- ・許可時間を厳守すること。利用者は、許可時間に体育施設に入り利用後は必ず整理整頓、清掃、戸締まり、整地、消灯、施錠をすること。
- ・利用後は速やかに学校敷地内から退出すること。
- ・機械警備のある施設については確実にセコムをセット（正常な音が鳴っているか確認）して速やかに退出し、退出後正常にセットできたか（音が鳴りやんだ）を確認してから場を離れること。
- ・誤って発報してしまった場合は、速やかにセコムへ連絡し指示に従うこと。また、やむを得ず定められた時間を超過した場合は、翌営業日（業務時間内）に生涯学習課へ報告すること

※セコムの電話番号 P15 参考

- ・施設及び設備器具類等の状態を元に戻すこと。破損については、翌営業日（業務時間内）に学校及び生涯学習課に報告し、利用団体が速やかに原状に復旧すること。
- ・忘れ物に注意すること。忘れ物に気が付いた場合は学校へ連絡し、すぐに取りに行くこと。
- ・ごみは必ず全て持ち帰ること。
- ・騒音等、他人に迷惑をかけないこと。
- ・大会やイベントで使用する際は、トイレットペーパーを持参し、利用後、必ずトイレの清掃を行うこと。
- ・生涯学習課及び学校の指示に必ず従うこと。

【禁止事項】

- ・許可を受けていない備品は使用禁止。
- ・許可された施設以外への出入りは禁止。
- ・許可されていない種目及び目的以外の利用は禁止。
- ・学校及び教育委員会に許可なく施設の形状を変えることは禁止。
- ・理由なく学校の設備や備品に触ることは禁止。
- ・許可を受けた団体以外が利用すること（転貸）は禁止。
- ・学校施設に私物を置くことは禁止。
- ・駐車場以外への駐車は禁止。
- ・学校敷地内は全面禁煙。（駐車中の車内を含む）
また、学校敷地外であっても、近隣住民へ配慮すること。
- ・学校敷地内での飲酒は禁止。
- ・火気厳禁。
(暖房器具等の発火する恐れがあるものも使用禁止)
- ・危険物の持ち込みは禁止。

学校体育施設開放校及び鍵貸出し先

学校名	鍵貸出し先
白井第一小学校	白井コミュニティセンター
白井第二小学校	公民センター
白井第三小学校	富士センター
大山口小学校	西白井複合センター
清水口小学校	西白井複合センター
南山小学校	白井駅前センター
七次台小学校	西白井複合センター
池の上小学校	白井駅前センター
桜台小学校	桜台センター
白井中学校	白井コミュニティセンター
大山口中学校	西白井複合センター
南山中学校	白井駅前センター
七次台中学校	西白井複合センター
桜台中学校	桜台センター

※センター休館日

月曜日、祝日：西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センター、
富士センター

火曜日、祝日：白井コミュニティセンター

日曜日、祝日：公民センター

各小中学校 A E D (自動体外式除細動器) *設置場所一覧

学 校 名	設 置 場 所	備 考	セコム営業所
白井第一小学校	職員玄関入って右側		鎌ヶ谷営業所
白井第二小学校	職員室入口入って左側	(FAX 機の横)	千葉ニュータウン営業所
白井第三小学校	職員玄関入って左側	(水槽脇)	鎌ヶ谷営業所
大山口小学校	職員玄関入って正面		鎌ヶ谷営業所
清水口小学校	体育館入口		鎌ヶ谷営業所
南山小学校	職員室前トイレの脇		千葉ニュータウン営業所
七次台小学校	職員玄関入って右側	(校長室前)	鎌ヶ谷営業所
池の上小学校	児童用昇降口入って左側		鎌ヶ谷営業所
桜台小学校	体育館玄関	(体育館入口横)	千葉ニュータウン営業所
白井中学校	職員玄関入って正面	(放送室入口)	千葉ニュータウン営業所
大山口中学校	職員玄関入って左側		鎌ヶ谷営業所
南山中学校	職員室入口前	(廊下)	千葉ニュータウン営業所
七次台中学校	職員玄関入って左側		鎌ヶ谷営業所
桜台中学校	職員室入口入って左側		千葉ニュータウン営業所

*AED : 心肺停止傷病者の心電図を自動解析し、除細動(電気ショック)が必要な場合に音声等の指示により除細動を与えることができる医療機器【使用にあたって講習の有無を問わない】

« A E D の使用について »

- ① 活動中に緊急事態が発生した場合には **A E D** を使用してください。ただし、保管場所や学校によって消防署等に通報(119番)した方が早い場合など、その判断は各団体が行うこと。
- ② やむを得ずガラス等を割って学校内に進入した場合、直ちにセコム及び市役所に連絡すること。

セコム(千葉ニュータウン) : 0476(46)6476
 セコム(鎌ヶ谷) : 047(441)8411
 市役所 : 047(492)1111

- ③ A E D を使用した場合は、報告書(P16)を生涯学習課へ提出すること。
- ④ A E D を使用するためガラス等を割って進入した場合、その修繕費等の負担については、基本的に市が負担する。ただし、②で提出される報告書の内容(救急車等の要請も無くイタズラと思われる場合など)によっては利用者の負担とする。
- ⑤ 利用団体にあっては、A E D の保管場所を会員に周知するとともに、緊急時に備え消防署等が実施する救命救急法の講習等の受講に努めること。

A E D (自動体外式除細動器) *使用報告書

見本

団体名		代表者名	
日 時			
発生場所			
負傷者	氏名 住所 電話		
状 況			
消防署等への通報	時間 連絡先		
A E D使用者			
対応方法等 (最終的な状況)			
その他特記事項			

*AED：心肺停止傷病者の心電図を自動解析し、除細動（電気ショック）が必要な場合に音声等の指示により除細動を与えることができる医療機器

【使用にあたって講習の有無を問わない】

備 考： A E Dを使用した場合は、速やかに学校及び生涯学習課へ報告書を提出すること。

事故等報告書

見本

団体名	
代表者名	
日 時	
発生場所	
状 況	
消防署への通報	時間 連絡先
教育委員会・学校への報告	いつ 報告者
対応方法等 (最終的な状況)	
その他特記事項	

施設等破損報告書

見本

団体名	
代表者名	
日 時	
発生場所	
状 況	
教育委員会・ 学校への報告	いつ 報告者
対応方法等 (最終的な状況)	
その他特記事項	

見本

白井市学校体育施設開放利用団体登録取消・内容変更届

年 月 日

白井市教育委員会

団体名

住所

代表者 氏名

印

TEL

下記のとおり白井市学校体育施設開放利用団体登録について（取消・内容変更）したいので届出いたします。

記

1. 登録証発行年月日及び登録番号

登録証発行年月日 年 月 日

登録番号

2. 変更事項

3. 変更内容

変更前	変更後

4. （取消・内容変更）事由

5. 備考



発行
白井市教育委員会
教育部生涯学習課
スポーツ振興係
047-401-8953